

平成 24 年 3 月 26 日

サービス産業動向調査民間競争入札実施要項（案）の意見募集結果

総務省では、サービス産業動向調査民間競争入札実施要項（案）について、平成 24 年 2 月 7 日（火）から同月 27 日（月）までの間、意見募集を実施いたしました。

その結果、6 件の御意見を頂きましたので、御意見に対する総務省の考え方と併せて公表いたします。

今後、総務省では、提出いただいた御意見を十分に考慮した上で、官民競争入札等監理委員会の審議を経て、民間競争入札を実施する予定としております。

1 経緯

総務省では、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）（以下「法」という。）に基づき、平成 25 年及び 26 年に実施するサービス産業動向調査の調査票の配布・回収等業務について、民間競争入札による業務委託を実施する予定としております。

そのため、法第 14 条に基づきサービス産業動向調査民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるに当たり、公共サービス改革基本方針（平成 18 年 9 月 5 日策定（閣議決定）平成 23 年 7 月 15 日改定）に従って実施要項（案）を公表し、平成 24 年 2 月 7 日（火）から同月 27 日（月）までの間、広く国民の皆様からの御意見を募集いたしました。

その結果、6 件の御意見を頂きましたので、御意見に対する総務省の考え方と併せて公表いたします。

2 意見募集の結果

提出いただきました御意見と、御意見に対する総務省の考え方は別紙のとおりです。

なお、これらの資料については、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄及び総務省統計局ホームページ（<http://www.stat.go.jp>）の「調達情報」欄に掲載いたします。

3 今後の予定

総務省では、提出いただきました御意見を十分に考慮した上で、官民競争入札等監理委員会の審議を経て、民間競争入札を実施する予定としております。

(連絡先)

統計局統計調査部経済統計課企画第一係
植松課長補佐、越係長、武井統計専門職
電話：(直 通) 0 3-5 2 7 3-1 1 6 5
FAX: 0 3-5 2 7 3-1 4 9 8
Eメール： e-kikaku@soumu.go.jp

サービス産業動向調査民間競争入札実施要項(案)への御意見及び御意見に対する考え方について

1. 意見募集期間 平成24年2月7日(火)～平成24年2月27日(月)
2. 御意見提出件数 6件
3. 御意見及び御意見に対する考え方

No.	実施要項(案)等の該当部分	御意見	御意見に対する考え方
1	・別紙1 評価項目一覧(P30) 「2.4調査員について」及び「3.6督促」	調査方法が郵送調査になったにも関わらず、評価項目の技術点配点では調査員調査に関する配点が高い。督促計画の比重を高くすべきではないか。 【理由】 調査員による督促は全体的な督促計画の一部であるため、督促計画の比重を高くすべきである。	本調査の事業従事者数10人未満の事業所については、平成25年1月調査より、調査員による調査方法から、原則郵送調査に変更しますが、調査結果の質を確保する観点から四半期に一度、調査員による訪問回収を行い、調査票回収率の確保・向上を図っていきたいと考えています。 このため、調査員の数、配置及び資質等の調査員の体制については、最終的な調査票回収率を左右する重要な要素の1つと考えており、これに対する実施体制の評価項目として「2.4調査員について」を設定しています。 また、「3.6督促」については、個別業務の実施方法として、調査企業等・事業所の状況等に応じた督促のタイミング、手段(電話、はがき、訪問等)を工夫する等、調査票回収率を確保・向上させるための効果的な提案を評価する項目として設定しています。
2	・別紙1 評価項目一覧(P30) 「2.6セキュリティ対策」	セキュリティ体制としてISMSの認証を受けていることが加点対象となっている。 【理由】 リサーチ業界内でISMS認証を取得しているのは1社に絞られており、公平ではない。	調査客体の名簿や売上高等の調査票に記入された内容等は、調査企業等・事業所の秘密に係る情報が多く含まれており、本業務を実施するに当たり、情報セキュリティ対策は非常に重要なものと考えています。「ISMS認証」については、必須項目としておりませんが、情報セキュリティを重視する観点から加点項目として設定しています。 なお、当該項目の審査においては、ISMS認証で求められる水準と同等の情報セキュリティ管理システムを確立していれば、同様に評価することとしています。
3	・2③(キ)調査票の回収(P10)	調査員が訪問する数量想定を明示すべき。調査員用の調査用品・数量が不明確である。 【理由】 いずれも見積もり基準が想定によって大きく差が出る。	母集団情報等から調査員による回収の対象となり得る10人未満の事業所について、現在、分析等を実施していることから、調査員が訪問する想定数量、調査用品想定数量を実施要項(案)に記載することができません。そのため、4月下旬に開催する入札説明会で提示する予定です。

No.	実施要項(案)等の該当部分	御意見	御意見に対する考え方
4	<p>・1(5)①(ア)郵送調査(P4) ・2③(キ)(c)未回収調査票(事業従事者数10人未満の事業所が対象)(P10)</p>	<p>調査方法は郵送調査となったために、従来調査員調査対象地域であった255地点がなくなり調査員がカバーすべき地域が全国となった。 調査員は調査員網でカバーできる範囲を調査員が訪問し、それ以外の地域は電話等での督促でよいということを明確にしてほしい。</p> <p>【理由】 督促で調査員に訪問させるということは、調査員調査を稼働させるということであり、稼働地点が定まらない実査運営は効率性、費用面で現実性がない。また、実際の調査員網では実現性は低いのではないか。 標本抽出計画を明確にしてほしい。少なくとも、調査員による訪問調査の観点から、層化1段抽出なのか、層化多段抽出になるのか、くらいが明確でないと、見積りに大きな変動が生じる。</p>	<p>調査員による未回収調査票の回収については、地域を限定せず全国を想定しています。抽出方法は「1(1)②事業所」(2ページ)に記載したとおりです。したがって、当調査を実施するに当たっては、全国47都道府県において調査票の回収が可能な調査員網が必要となります。ただし、離島や交通が著しく不便な山村など調査票の回収に高いコストがかかる場合には、民間事業者の作成する「回収を実施するための計画」(2(1)③(キ)(c)(10ページ))の内容を十分に検討した上で、調査員による回収の必要性について個別に判断する予定です。</p>
5	<p>・2(1)③(エ)調査協力依頼及び所在地等の確認(a)(b)(P7,8)</p>	<p>1か月目調査票前の「調査協力依頼及び所在地等の確認」の内容が不明確である。</p> <p>【理由】 確認票では、調査票の送付先、企業・事業所情報の確認だけでなく、事業活動を確認するとある。実施要項では企業・事業所等の確認という記述になっており、調査関係書類・用品一覧からは情報量は往復はがき程度の情報量と推察される書き方になっている。見積もり基準を統一するために事業活動の確認票イメージを明確にするほうがよい。また、業種の説明書も調査関係用品として必要ではないか。</p>	<p>「事業活動確認票」の「規格」は、「別紙7 調査関係書類用品一覧」では「往復はがき」と記載(66ページ)していますが、これを変更し、A4版(1枚程度)で作成し、これを封筒により送る(返送用封筒を同封)ことを考えています。「事業活動確認票」の送付先は調査企業等であり、確認内容については各調査企業等の「行っている産業」及び基本情報(名称、所在地、経営組織、資本金等)を想定しています。業種の説明書については、「記入のしかた」の別添資料とする位置付けを考えていましたが、これを変更し、独立した用品とする予定です。これらの変更に伴い、実施要項(案)において関連する箇所の記載を変更します。</p> <p>なお、「事業活動確認票」のイメージについては、4月下旬に開催する入札説明会で提示する予定です。</p>
6	<p>・2(1)③(エ)調査協力依頼及び所在地等の確認(c)(P8)</p>	<p>調査票の配布先や調査方法の変更等により、『調査協力依頼を行うことが必要な調査企業または調査事業所が新たに発生した場合には』とあるが、内容が不明確なので詳細に説明してほしい。</p> <p>【理由】 例えば、当初の提出期限後に未提出の調査客体に「これからでもいいから提出してください」と発言したとき、大切な調査だから提出を呼びかけたとも受け取れるが、期限内の記入提出を軽視したとも受け取れるといったように、解釈には幅があるため。</p>	<p>御指摘の記載部分については、調査客体に係る情報の変更(事業所が分割・統合した場合や転居した場合など)に応じて協力依頼を遺漏がないように実施するという意味であり、貴見のように未提出調査客体への対応について記載したものではありません。</p> <p>なお、2(1)③(エ)調査協力依頼及び所在地等の確認(c)(P8)の文章に下記のとおり下線部分を追記します。</p> <p>(c) 民間事業者は、事業所が分割・統合した場合や転居した場合など、調査票の配布先や調査方法の変更等により、調査協力依頼(上記(a)及び(b))を行うことが必要な調査企業等又は調査事業所が新たに発生した場合には、当該調査企業等又は当該調査事業所への連絡漏れや対応誤りなどがなく、適切に対応する。</p>